

証券コード：8035

平成20年5月29日

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号

東京エレクトロン株式会社

代表取締役会長 東 哲 郎

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月19日（木曜日）当社営業時間の終了時（日本時間午後5時30分）までに到着するように、議決権行使書用紙を投函いただくか、インターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）等にアクセスし、同時刻までに画面の案内に従って議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。インターネット等による議決権行使の詳細につきましては、61頁以降に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京 本館1階 平安の間

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項
1. 第45期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役14名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 第45期取締役賞与金支給の件
第4号議案 当社取締役に対し株式報酬として新株予約権（ストックオプション）を発行する件
第5号議案 当社及び当社子会社の役員等に対し株式報酬として新株予約権（ストックオプション）を発行する件

以上

-
1. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.tel.com>) において修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付（ホテルオークラ東京 本館1階 平安の間）にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

全般的概況

当期の世界経済動向を概観いたしますと、米国経済はサブプライムローン問題に端を発した住宅市況の悪化や金融不安などにより、後半には、景気減速感があらわれ始めてまいりました。アジア経済については、中国が高成長を持続し、台湾や韓国なども堅調に推移し、また日本は輸出の増加、企業収益の改善、堅調な設備投資を背景に緩やかな景気拡大基調を続けましたが、原油・原材料価格の高騰に加え、金融市場の世界的混乱の影響もあり、先行き不透明感が顕在化しております。

当社グループの参画しておりますエレクトロニクス産業に関しましては、BRICsを中心とする新興国からの需要拡大効果もあり、デジタル家電や携帯電話、PC（パソコン）などのモバイル・情報機器がさらに裾野を拡大しました。また、これらの電子機器に搭載される半導体関連産業の設備投資は引き続き活況を呈しました。

こうしたビジネス環境のもと、当社グループは高機能、最先端技術製品の市場投入・拡販の積極的取り組みを継続し、当期の連結業績は、売上高9,060億9千1百万円（前期比6.4%増）、営業利益1,684億9千8百万円（前期比17.0%増）、営業利益率18.6%、経常利益1,727億1千3百万円（前期比20.0%増）、当期純利益1,062億7千1百万円（前期比16.4%増）を計上し、収益、利益率いずれも過去最高を更新いたしました。

部門別概況

産業用電子機器事業

当事業の連結売上高は7,949億1千万円（前期比6.8%増）となりました。

(a) 半導体製造装置

PC等に搭載されるDRAMの大容量化並びに携帯電話端末を始めとする情報通信機器の高機能化に伴うフラッシュメモリーの用途拡大により、半導体メモリーのニーズは飛躍的に増加しており、先端半導体メーカーによる半導体製造プロセスの微細化・高集積化への移行や300mmウェーハ量産ラインの増強など、戦略的設備投資が活発化し、当社の製造装置は前期に引き続き、好調に推移しました。受注面につきましては、半導体メモリー価格の急落により、期後半に減速しましたが、期初の高水準の受注残が上期を中心とした売上に寄与するなど、当部門の連結売上高は7,264億3千9百万円（前期比13.0%増）と過去最高となりました。

(b) FPD（フラット・パネル・ディスプレイ）製造装置

ここ一年のパネルの需給バランス悪化により、前期の高水準な状況から一時的な調整となり、当部門の連結売上高は680億1千6百万円（前期比32.5%減）となりました。一方、薄型テレビ、PC、モニター機器の市場は大きな成長を継続しており、これらの機器に搭載される液晶パネル市況は回復基調となっております。このような環境下、先端パネルメーカーは、大画面化・高画質化・薄型化・低消費電力化のための大型設備投資を本年夏以降に予定しており、当部門は次期の売上に直結する高水準の受注を獲得することができました。

電子部品・情報通信機器事業

当事業の重点戦略マーケットは産業機器分野であり、カスタムICや汎用IC（アナログIC）等、高付加価値デバイスの販売に注力するとともに、半導体設計受託業務の拡大と自社商品（ブランド名「インレピアム」）の開発強化に努めました。また、コンピュータ・ネットワーク機器及びIT関連ソフトウェアにつきましては、顧客の企業戦略に最適なものソリューションを提供すべく、販売力並びに保守サービス力の強化に努めました。拠点展開といたしましては、平成20年1月にASEAN地域における販売体制強化を目的として、連結子会社東京エレクトロン デバイス株式会社のシンガポール現地法人を設立いたしました。また、平成20年2月には顧客ニーズに応じた商品ラインアップ充実と供給体制構築を目的として、東京エレクトロン デバイス株式会社の国内子会社を設立いたしました。

これらの結果、当事業の連結売上高は1,111億8千1百万円（前期比3.5%増）と順調に推移しました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループが当期に取得した有形固定資産227億3百万円については、全額を自己資金で賄い、資金調達を実施いたしませんでした。なお、主な設備投資としましては、生産能力増強・物流を含めた生産効率向上を目的とした製造・開発子会社の熊本県合志工場新棟の建設、宮城県仙台市の研究開発拠点における隣接地の取得、米国における開発・プロセス評価施設の設置、研究開発力強化のための機械装置・測定器の取得等であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、最先端技術製品の提供と販売後の徹底した技術サポートを行うことによって、顧客から深い信頼と高い評価を得るとともに、半導体関連業界のマーケットリーダーの一員として、業界の世界的成長に携わってまいりました。

半導体・FPD製品は、PC・携帯電話に加え、現在ではテレビ、オーディオ、車載機器、生活家電など生活の隅々で使われるエレクトロニクス製品のほとんどに組み込まれるようになってきております。また、それらの製品はBRICs

を始めとする新興国においても普及が始まるなど、飛躍的な市場拡大を続けるものと予想されております。

また、顧客であるデバイスメーカーからは、我々装置メーカーに対して、装置の供給とアフターサポートの面だけでなく、デバイスの製造プロセス開発などの面についても、期待が従来以上に多様化してきており、当社グループとしては、高いプロセス性能・量産性能・省エネルギー対応性能が発揮できる差別化技術が組み込まれた製造装置をリリースし続けることが重要となってきました。

こうした状況のなか、当社グループは、市場・顧客の多様なニーズや事業環境の変化のスピードに柔軟かつ的確に対応するとともに、経営基盤の一層の強化に努め、業容の拡大と利益率向上を図っていくことが重要な経営課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、既存の各主要製品分野における技術・開発活動を強化し、競争力の高い新製品を継続的に市場投入するとともに、製品品質の向上、製造工期の短縮、製造コストの低減など「モノ作り力」の強化を図ってまいります。また、今後の事業の柱となりうる新規分野の発掘・育成と装置周辺分野における提案型ビジネスにも積極的に取り組んでまいります。

財務面に関しましては、売掛債権の早期回収や更なる在庫の適正化のための取り組みを継続することによって、キャッシュ・フローの最大化を図り、今後の力強い成長のための基盤形成を推進してまいります。

加えて、経営の透明性、客観性を確保するために、報酬委員会・指名委員会の設置、代表取締役の報酬開示、執行役員制の導入などコーポレートガバナンスの観点に立った施策を継続実施してまいります。また、従来から徹底を図っておりますコンプライアンス、企業倫理、リスク管理につきましては、取締役会決議により制定した内部統制基本方針に基づき、さらなる定着を推進してまいります。

当社グループは、顧客第一主義 製品開発力・技術開発力の向上 従業員の活性化 利益志向のオペレーションに取り組むことによって、今後も企業価値の向上を可能とする企業体質の構築を推進してまいりますので、株主各位の一層のご支援とご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第 42 期 平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	第 43 期 平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	第 44 期 平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	第45期(当期) 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
売 上 高(百万円)	635,710	673,686	851,975	906,091
営 業 利 益(百万円)	63,982	75,703	143,978	168,498
経 常 利 益(百万円)	65,632	75,951	143,940	172,713
当 期 純 利 益(百万円)	61,601	48,005	91,262	106,271
1株当たり当期純利益(円)	343.63	267.61	511.27	594.01
総 資 産(百万円)	644,319	663,242	770,513	792,817
純 資 産(百万円)	332,165	376,900	469,810	545,244

当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 42 期 平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	第 43 期 平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	第 44 期 平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	第45期(当期) 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
売 上 高(百万円)	536,711	572,019	720,163	767,505
営 業 利 益(百万円)	28,118	37,861	71,045	86,233
経 常 利 益(百万円)	33,227	44,836	76,664	95,926
当 期 純 利 益(百万円)	33,805	29,256	51,699	51,471
1株当たり当期純利益(円)	188.51	163.02	289.63	287.71
総 資 産(百万円)	555,987	543,082	594,933	598,762
純 資 産(百万円)	262,814	285,357	327,715	354,607

(注) 1. 第44期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2. 第42期は、デジタル家電市場が活況を呈したほか、PC・携帯電話の買い替え需要も牽引役となり、これらに搭載される半導体・FPD市場が順調に推移し当社を取り巻く環境が好調であった結果、大幅な増収増益となりました。なお、半導体製造装置及びFPD製造装置の収益の計上基準については、第42期より従来の出荷基準から、原則として設置完了基準に変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、当社グループの売上高は80,956百万円、営業利益は20,541百万円、経常利益は20,568百万円、税金等調整前当期純利益は20,562百万円それぞれ減少しており、当社の売上高は80,956百万円、営業利益は16,090百万円、経常利益は16,117百万円、税引前当期純利益は16,112百万円それぞれ減少しております。また、半導体製造装置及びFPD製造装置に係る保証期間中の

アフターサービス費用については、従来、支出時の費用として処理してはりましたが、第42期より、過去の支出実績を基準にして算出した見積額を製品保証引当金として計上することに変更しております。この結果、当社グループにおける影響は、第41期以前の収益に対応する製品保証引当金繰入額12,470百万円を一括特別損失に計上したことにより、従来の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益は635百万円、税金等調整前当期純利益は13,105百万円それぞれ減少しております。また、当社における影響は、第41期以前の収益に対応する製品保証引当金繰入額11,608百万円を一括特別損失に計上したことにより、従来の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益は3,897百万円、税引前当期純利益は15,505百万円それぞれ減少しております。

3. 第43期は、デジタル家電製品が市場の裾野をさらに拡大し、PC、携帯電話は新たな市場であるBRICsなどの新興国へ急速な浸透が始まり、これらの機器に搭載される半導体・FPDの市況が概ね堅調であったため、増収となりました。
4. 第44期は、引き続きデジタル家電製品の需要が拡大し、携帯電話・PCが新興国に普及・拡大するなど好調に推移したなか、高性能、最先端技術製品の販売に積極的に取り組んだ結果、売上高・営業利益・営業利益率・当期純利益のいずれに関しても過去最高となりました。
5. 第45期（当期）の状況につきましては、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(5) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社グループは、エレクトロニクス技術を利用した半導体製造装置、FPD製造装置の製造・販売及び電子部品・情報通信機器の購入・販売を事業の中心としております。各部門の主要な営業品目は、次のとおりであります。

部 門		主 要 営 業 品 目
産 業 用 電 子 機 器 事 業	半 導 体 製 造 装 置	熱処理成膜装置、コータ/デベロッパ、 プラズマエッチング装置、洗浄装置、 枚葉成膜装置、ウェーハブローバ、各種測定装置
	F P D 製 造 装 置	F P Dコータ/デベロッパ、 F P Dプラズマエッチング/アッシング装置
電 子 部 品 ・ 情 報 通 信 機 器 事 業		半導体製品、ボード製品、 ミドルウェア・ソフトウェア、一般電子部品、 コンピュータ・ネットワーク機器

(6) 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

当社グループの従業員数

従業員数	前期末比増減
10,488名	877名増

当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
919名	22名減	38.4歳	12.4年

(注) 出向者656名、休職者20名を含んでおりません。

(7) 重要な子会社の状況（平成20年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の 出資比率 (間接出資比率)	主要な事業内容
東京エレクトロンAT株式会社	4,000百万円	100.00%	半導体製造装置・FPD製造装置の製造
東京エレクトロン九州株式会社	2,000百万円	100.00%	半導体製造装置・FPD製造装置の製造
東京エレクトロン東北株式会社	1,000百万円	100.00%	半導体製造装置の製造
東京エレクトロンTS株式会社	100百万円	100.00%	半導体製造装置の製造
東京エレクトロン技術研究所株式会社	100百万円	100.00%	半導体製造装置等の開発・製造
東京エレクトロンFE株式会社	100百万円	100.00%	半導体製造装置・FPD製造装置等の保守サービス
東京エレクトロンPS株式会社	100百万円	100.00%	半導体製造装置・FPD製造装置等の改造、修理、移設
東京エレクトロンデバイス株式会社	2,495百万円	55.42%	電子部品等の販売
Tokyo Electron U.S. Holdings, Inc.	10米ドル	100.00%	米国現地法人5社の持株会社
Tokyo Electron America, Inc.	10米ドル	0.00 (100.00)	半導体製造装置等の販売・保守サービス
Tokyo Electron Europe Ltd.	17百万ユーロ	100.00%	半導体製造装置等の販売・保守サービス
Tokyo Electron Korea Ltd.	3,000百万ウォン	100.00%	半導体製造装置・FPD製造装置等の販売・保守サービス
Tokyo Electron Taiwan Ltd.	200百万NTドル	96.00 (98.00)	半導体製造装置・FPD製造装置等の販売・保守サービス
Tokyo Electron(Shanghai)Ltd.	6,000千米ドル	100.00%	半導体製造装置・FPD製造装置等の販売・保守サービス

(注) 1. 当期中に設立した会社は次のとおりであります。

会社名	設立時期	資本金	当社の 出資比率 (間接出資比率)	主要な事業内容
東京エレクトロン技術研究所株式会社	平成19年6月	100百万円	100.00%	半導体製造装置等の開発・製造
東京エレクトロンPV株式会社	平成20年2月	50百万円	51.00%	太陽電池用製造装置の開発
Tokyo Electron Device Singapore Pte. Ltd.	平成20年1月	250千Sドル	0.00 (55.42)	電子部品等の販売
パネトロン株式会社	平成20年2月	50百万円	0.00 (55.42)	電子部品等の販売

2. Tokyo Electron Nederland B.V. につきましては、平成19年8月6日付にて清算が結了しております。

(8) 重要な新設分割、他の会社の株式の取得の状況

1. 当社の新設分割により、平成19年6月11日付にて新たに東京エレクトロン技術研究所株式会社を設立し、事業の一部を承継させております。
2. 当社は、平成19年9月6日付にて、当社子会社東京エレクトロン東北株式会社が増資により発行した株式18,000株（発行価額900百万円）を取得いたしました。

(9) 主要な借入先（平成20年3月31日現在）

当社におきまして、該当ありません。

(10) 主要な事業所（平成20年3月31日現在）

当 社

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区
府 中 テ ク ノ ロ ジ ー セ ン タ ー	東京都府中市
大 阪 支 社	大阪府大阪市
関 西 テ ク ノ ロ ジ ー セ ン タ ー	兵庫県尼崎市
九 州 支 社	熊本県合志市
山 梨 事 業 所 (藤 井 地 区) (穂 坂 地 区)	山梨県韮崎市 山梨県韮崎市
仙 台 事 業 所	宮城県仙台市

子会社

名 称	所 在 地
東 京 エ レ ク ト ロ ン A T 株 式 会 社 本社・宮城事業所 藤井事業所 穂坂事業所 関西テクノロジーセンター	宮城県宮城郡松島町 山梨県韮崎市 山梨県韮崎市 兵庫県尼崎市
東 京 エ レ ク ト ロ ン 九 州 株 式 会 社 本社・佐賀事業所 合志事業所 大津事業所 熊本事業所	佐賀県鳥栖市 熊本県合志市 熊本県菊池郡大津町 熊本県菊池郡菊陽町
東 京 エ レ ク ト ロ ン 東 北 株 式 会 社	岩手県奥州市
東 京 エ レ ク ト ロ ン T S 株 式 会 社	山梨県韮崎市
東 京 エ レ ク ト ロ ン 技 術 研 究 所 株 式 会 社	宮城県仙台市
東 京 エ レ ク ト ロ ン F E 株 式 会 社	東京都府中市
東 京 エ レ ク ト ロ ン P S 株 式 会 社	東京都府中市
東 京 エ レ ク ト ロ ン デ バ イ ス 株 式 会 社	神奈川県横浜市
Tokyo Electron U.S. Holdings, Inc.	米国テキサス州オースチン
Tokyo Electron America, Inc.	米国テキサス州オースチン
Tokyo Electron Europe Ltd.	英国ウエストサセックス州クローリー
Tokyo Electron Korea Ltd.	韓国京畿道水原市
Tokyo Electron Taiwan Ltd.	台湾新竹市
Tokyo Electron (Shanghai) Ltd.	中国上海市

2. 会社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

発行可能株式総数	300,000,000株
発行済株式の総数	180,610,911株
株 主 数	43,324名
大株主の状況	

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,052 ^{千株}	10.54 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,423	7.98
株 式 会 社 東 京 放 送	8,727	4.83
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	4,800	2.65
ド イ ツ 証 券 株 式 会 社	4,347	2.40
野 村 證 券 株 式 会 社	4,183	2.31
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	3,488	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,021	1.67
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,000	1.66
ピー・エヌ・ピー・バリア・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド(ピーエヌピーバリア証券会社)	2,790	1.54

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 金融商品取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示」制度に基づき、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその関連会社である他4社から平成20年3月31日付で提出された変更報告書により平成20年3月24日現在、13,004千株所有している旨、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社及びその関連会社である他5社から平成20年1月18日付で提出された変更報告書により平成20年1月14日現在、11,150千株所有している旨、野村證券株式会社及びその関連会社である他2社から平成20年4月7日付で提出された大量保有報告書により平成20年3月31日現在、10,687千株所有している旨、ドイツ銀行 ロンドン支店及びその関連会社である他3社から平成20年4月7日付で提出された大量保有報告書により平成20年3月31日現在、10,216千株所有している旨、キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー及びその関連会社である他4社から平成19年5月9日付で提出された変更報告書により平成19年4月30日現在、8,974千株所有している旨、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその関連会社である他4社から平成19年10月19日付で提出された変更報告書により平成19年10月15日現在、5,954千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成20年3月31日現在の実質保有状況の確認ができない部分については、上記表に含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

区 分	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
割 当 日	平成14年 7 月 3 日	平成15年 8 月 8 日
割 当 個 数	4,950個	9,783個
当 事 業 年 度 末 日 残 高	4,013個	6,189個
うち取締役（社外取締役を除く）の保有状況	363個（11名）	538個（9名）
うち社外取締役の保有状況	0個（0名）	0個（0名）
うち監査役の保有状況	100個（2名）	55個（2名）
目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 401,300株	当社普通株式 618,900株
行 使 時 の 払 込 金 額	1株当たり8,807円	1株当たり6,794円
行 使 期 間	平成16年 8 月 1 日から 平成22年 6 月30日まで	平成17年 8 月 1 日から 平成23年 6 月30日まで

区 分	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
割 当 日	平成16年 8 月 9 日	平成17年 8 月 8 日
割 当 個 数	7,997個	852個
当 事 業 年 度 末 日 残 高	3,993個	835個
うち取締役（社外取締役を除く）の保有状況	590個（8名）	247個（11名）
うち社外取締役の保有状況	0個（0名）	0個（0名）
うち監査役の保有状況	40個（1名）	24個（4名）
目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 399,300株	当社普通株式 83,500株
行 使 時 の 払 込 金 額	1株当たり5,884円	1株当たり1円
行 使 期 間	平成18年 8 月 1 日から 平成24年 6 月29日まで	平成20年 8 月 1 日から 平成37年 6 月30日まで、 ただし、米国での納税 者が新株予約権を行使 できる期間は平成20年 8 月 1 日に限る。

区 分		第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
割 当 日		平成17年 8 月 8 日	平成18年 6 月24日
割 当 個 数		920個	669個
当 事 業 年 度 末 日 残 高		788個	651個
	うち取締役（社外取締役を除く）の保有状況	0個（0名）	162個（11名）
	うち社外取締役の保有状況	0個（0名）	0個（0名）
	うち監査役の保有状況	0個（0名）	11個（1名）
目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 78,800株	当社普通株式 65,100株
行 使 時 の 払 込 金 額		1株当たり6,468円	1株当たり1円
行 使 期 間		平成19年 8 月 1 日から 平成25年 6 月28日まで	平成21年 7 月 1 日から 平成38年 5 月29日まで、 ただし、米国での納税 者が新株予約権を行使 できる期間は平成21年 7 月 1 日に限る。

区 分		第 7 回新株予約権
割 当 日		平成19年 6 月23日
割 当 個 数		1,004個
当 事 業 年 度 末 日 残 高		1,004個
	うち取締役（社外取締役を除く）の保有状況	321個（11名）
	うち社外取締役の保有状況	0個（0名）
	うち監査役の保有状況	0個（0名）
目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 100,400株
行 使 時 の 払 込 金 額		1株当たり1円
行 使 期 間		平成22年 7 月 1 日から 平成39年 5 月31日まで、 ただし、米国での納税 者が新株予約権を行使 できる期間は平成22年 7 月 1 日に限る。

当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

区 分	第7回新株予約権
割 当 日	平成19年6月23日
割 当 個 数	1,004個
うち当社使用人に対する割当個数	226個（13名）
うち当社子会社の役員及び使用人に対する割当個数	457個（65名）
目的となる株式の種類及び数	当社普通株式100,400株
行 使 時 の 払 込 金 額	1株当たり1円
行 使 期 間	平成22年7月1日から平成39年5月31日まで、 ただし、米国での納税者が新株予約権を行使 できる期間は平成22年7月1日に限る。

4. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当、主な職業及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	東 哲 郎	Tokyo Electron U.S.Holdings, Inc. 取締役会長 社団法人日本半導体製造装置協会会長
取締役副会長	常 石 哲 男	IR、法務・知的財産、カスタマーリレーション担当 Tokyo Electron (Shanghai) Ltd. 取締役会長 Tokyo Electron (Shanghai) Logistic Center Ltd. 取締役会長
代表取締役社長	佐 藤 潔	Tokyo Electron America, Inc. 取締役CEO Timbre Technologies, Inc. 取締役会長 TEL Venture Capital, Inc. 取締役会長 Tokyo Electron Europe Ltd. 取締役会長 Tokyo Electron Korea Solution Ltd. 取締役会長
取締役副社長	岩 津 春 生	東京エレクトロン九州株式会社取締役会長
取締役	原 護	
取締役	久保寺 正 男	技術・開発担当 東京エレクトロンA T株式会社取締役会長
取締役	本 田 祐 一	財務・経理担当
取締役	北 山 博 文	常務執行役員 東京エレクトロン東北株式会社代表取締役社長
取締役	竹 中 博 司	常務執行役員
取締役	鷲 野 憲 治	常務執行役員
取締役	伊 東 晃	常務執行役員
取締役	井 上 弘	株式会社東京放送代表取締役社長 株式会社TBSテレビ代表取締役社長
取締役	常 深 康 裕	
常勤監査役	田 中 健 生	
常勤監査役	吉 田 光 孝	
常勤監査役	田 近 東 吾	
監査役	前 田 博	弁護士

報酬委員会委員：原 護、本田祐一、伊東 晃、常深康裕

指名委員会委員：常石哲男、岩津春生、北山博文、鷲野憲治

倫理担当取締役：本田祐一

(注) 1. 取締役 井上弘氏及び常深康裕氏は社外取締役であります。

2. 監査役 田近東吾氏及び前田博氏は社外監査役であります。

3. 監査役 田中健生氏は当社の財務部長及び経理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

執行役員の状況（平成20年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当
会長	東 哲 郎	
副会長	常 石 哲 男	IR、法務・知的財産、カスタマーリレーション担当
社長	佐 藤 潔	
副社長	岩 津 春 生	開発・製造本部長 IT本部長
常務執行役員	北 山 博 文	開発・製造本部(品質担当) S P E - 3 事業部長
常務執行役員	伊 藤 高 司	S P E - 1 事業部副事業部長 クリーントラックBUGM
常務執行役員	鷲 野 憲 治	S P E - 2 事業部副事業部長 枚葉成膜BUGM
常務執行役員	伊 東 晃	S P E - 2 事業部副事業部長 エッチングシステムBUGM
常務執行役員	竹 中 博 司	S P E - 3 事業部副事業部長 サーマルプロセスシステムBUGM
常務執行役員	竹 淵 裕 樹	経営戦略室・人材開発センター担当 経営戦略室長
常務執行役員	小野里 充	F P D 事業部長
常務執行役員	飽 本 正 巳	開発本部長 TEL Technology Center, America, LLC 取締役会長
執行役員	原 田 芳 輝	管理部門統轄
執行役員	布 川 好 一	人事部・財務部担当
執行役員	秦 雅 章	S P E - 1 事業部副事業部長 サーフェスプレパレーションシステムBUGM
執行役員	永 澤 俊 郎	S P E - 4 事業部副事業部長 テストシステムBUGM
執行役員	堤 秀 介	国内営業・サービス本部長
執行役員	栗 木 康 幸	韓国営業・サービス本部長 Tokyo Electron Korea Ltd. 取締役社長
執行役員	山 口 千 明	アジア営業・サービス本部長 Tokyo Electron (Shanghai) Ltd. 取締役副会長 Tokyo Electron (Shanghai) Logistic Center Ltd. 取締役副会長
執行役員	阪 本 甚 三 郎	営業・サービス統括本部副本部長(グローバルサービス担当) ポストセールス本部長 東京エレクトロン F E 株式会社代表取締役社長 東京エレクトロン P S 株式会社代表取締役社長
執行役員	春 原 清	マーケティング本部長
執行役員	井 上 芳 徳	MEMS本部長
執行役員	保 坂 重 敏	技術開発センター・先端プロセス開発センター・開発企画室担当 技術開発センター長 開発企画室長

(注) 1. BUはビジネス ユニット、GMはジェネラル マネージャーの略称であります。

2. 平成20年4月1日をもって、担当が次のとおり変更となりました。

会社における地位	氏 名	担 当
常務執行役員	北 山 博 文	開発・製造本部(品質担当、宮城新工場プロジェクト担当) S P E - 3 事業部長
執行役員	阪 本 甚 三 郎	営業・サービス統括本部副本部長(グローバルサービス担当) ポストセールス事業部長 東京エレクトロン F E 株式会社代表取締役社長 東京エレクトロン P S 株式会社代表取締役社長

3. 平成20年5月1日をもって、新たに村上博文氏が執行役員に任命され、担当が次のとおり変更となりました。

会社における地位	氏 名	担 当
執行役員	村 上 博 文	営業・サービス統括本部副本部長(グローバルサービス担当) 東京エレクトロン F E 株式会社代表取締役社長
執行役員	阪 本 甚 三 郎	ポストセールス事業部長 東京エレクトロン P S 株式会社代表取締役社長

取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	固定報酬： 月例給与	業績連動報酬		(ご参考) 平成19年6月22日 開催の第44期定時 株主総会決議に基 づく株式報酬型ス トックオプション 割当個数
	当期支払額 (注)3	年次賞与 (注)4	株式報酬型 ストックオプション (注)5	個
取締役報酬総額 (13名)	百万円 445	百万円 639	百万円 96	321
うち社外取締役報酬総額 (2名)	12	14	-	-
監査役報酬総額 (4名)	94	-	-	-
うち社外監査役報酬総額 (常勤監査役1名を含め2名)	33	-	-	-

- (注) 1. 取締役の固定報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第44期定時株主総会において1事業年度につき5億6千万円以内(うち社外取締役分、1事業年度につき2千万円以内)と決議されており、なお、執行役員兼務取締役に対し、取締役報酬のほかには使用人分給与を支給していません。
2. 監査役報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第43期定時株主総会において月額1千万円以内(年額1億2千万円以内)と決議されており。
3. 平成19年4月から平成20年3月までの支払額を記載しております。
4. 平成20年6月20日開催予定の第45期定時株主総会において付議いたします取締役賞与額を記載しております。
5. 第43期定時株主総会決議に基づき取締役に発行した第6回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)及び第44期定時株主総会決議に基づき取締役に発行した第7回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の当事業年度における費用計上額を記載しております。具体的には、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号)に従い、第三者機関によるストックオプション公正価値算定に基づき、当該公正価値を付与日から権利行使開始日までの期間の各事業年度に期間按分して費用化しております。

(ご参考)

当社代表取締役の個別報酬等

区 分	固定報酬： 月例給与	業績連動賞与	(ご参考) 平成19年6月22日 開催の第44期定時 株主総会決議に基 づく株式報酬型ス トックオプション 割当個数
	当期支払額 (注)2	当期支払額 (注)3	
代表取締役会長 東 哲郎	百万円 72	百万円 100	個 59
代表取締役社長 佐藤 潔	66	92	54

- (注) 1. 取締役会のなかに報酬委員会を設置し、代表取締役会長及び代表取締役社長の報酬を決定することとしております。
2. 平成19年4月から平成20年3月までの支払額を記載しております。
3. 平成19年6月22日開催の第44期定時株主総会決議に基づき支払われた賞与額を記載しております。

会社員の報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針

当社は、業績や株主価値との連動性をさらに高めるとともに、経営の透明性向上・企業競争力強化につなげることを目的として、以下の内容の役員報酬制度を採用しております。

取締役の報酬は、固定的月額報酬と業績連動報酬で構成しております。また監査役報酬は、固定的月額報酬のみとしております。なお、固定報酬的色彩の強い取締役・監査役に対する役員退職慰労金につきましては、第43期以降これを廃止しており、平成17年6月24日開催の第42期定時株主総会において第42期までの在任期間に対応する退職慰労金の精算に関してご承認をいただいております。

年次賞与である業績連動報酬制度につきましては、連結当期純利益との相関性を明確にもたせることによって、業績に対する連動性引き上げを図っております。適用対象者は、当社グループの取締役・執行役員とし、その総額の上限を連結当期純利益の3%としております。年次賞与は現金支給を主といたしますが、業績向上による株価向上インセンティブを持たせるとともに、株価変動によるリスクを株主各位と共有するため、この一部を現金以外の報酬(株式報酬)とし、現金賞与と現金以外の報酬(株式報酬)の割合を概ね2対1としております(なお、社外取締役に対しては株式報酬の支給を行いません)。

株式報酬につきましては、株式の直接交付並びに米国等で実施されている譲渡制限付株式の導入・実施が現行法制等のもとにおいて困難であるため、これと同様の効果の得られる「権利行使価額を1株につき1円に設定した新株予約権」を付与することとし、3年間の権利行使制限期間を設定しております。

社外役員に関する事項

ア．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況（平成20年3月31日現在）

区分	氏名	兼任先及び兼任内容
社外取締役	井上 弘	株式会社東京放送 代表取締役社長 株式会社TBSテレビ 代表取締役社長

- (注) 1. 当社は株式会社東京放送と事務所賃貸借契約を交わし、平成20年2月まで同社の保有するオフィスビルに入居しておりました。
2. 株式会社TBSテレビは、当社との間に重要な取引関係はありません。

イ．他の株式会社の社外役員との兼任状況（平成20年3月31日現在）

区分	氏名	兼任先及び兼任内容
社外取締役	井上 弘	株式会社毎日新聞社 社外取締役 株式会社毎日放送 社外取締役 アール・ケー・ビー毎日放送株式会社 社外監査役 株式会社青森テレビ 社外取締役 株式会社アイビーシー岩手放送 社外取締役 株式会社南日本放送 社外取締役 株式会社ビデオリサーチ 社外取締役
社外監査役	前田 博	フットワークエクスプレス株式会社 社外監査役 アスメディックス株式会社 社外監査役 リッジウェイ・キャピタル・パートナーズ株式会社 社外監査役 株式会社UCO 社外監査役 国際航空業ホールディングス株式会社 社外監査役

ウ．当該事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち、社外取締役井上弘氏は9回、社外取締役常深康裕氏は12回、社外監査役田近東吾氏は12回、社外監査役前田博氏は11回に出席しました。また、当事業年度開催の監査役会7回のうち、社外監査役田近東吾氏は7回、社外監査役前田博氏は6回に出席しました。各氏は、それぞれ専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

エ．責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月23日開催の第43期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	支払額
	当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務についての報酬等の額	70百万円
	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	109百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、財務報告に係る内部統制評価等に対する助言業務を委託し、対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、次の各社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
- 東京エレクトロン デバイス株式会社
 - Tokyo Electron U.S. Holdings, Inc.
 - Tokyo Electron Europe Ltd.
 - Tokyo Electron Korea Ltd.
 - Tokyo Electron Taiwan Ltd.
 - Tokyo Electron (Shanghai) Ltd.

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項に従い、平成18年5月12日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の基本方針を決議いたしました。その後、反社会的勢力との関係遮断に関する基本的姿勢及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の体制整備を趣旨とした一部改訂を平成20年4月25日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

内部統制基本方針

取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員には、法令・定款を遵守するとともに高い倫理観をもって行動することが求められる。

当社グループの取締役及び従業員は、『東京エレクトロングループ倫理基準』及び『コンプライアンス規程』をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員の行動規範とし、これを実践しなければならない。

企業倫理の徹底を図るため任命する倫理担当取締役は、倫理委員会及び法令遵守の取り組みに関する活動を定期的に取締役会に報告するものとする。

代表取締役社長の直轄組織として設置する内部監査部門は、業務執行状況の内部監査を行う。この内部監査には、コンプライアンス違反の有無の監査も含まれるものとする。

監査役は、取締役の職務執行の監査を行うにあたり、取締役の法令・定款に違反する行為があったとき、又はするおそれがあると認められた時は、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じる。

法令上疑義のある行為などについて、従業員が直接情報提供を行う手段として設置した内部通報制度（ホットライン）の維持・運営を図る。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、不利益のないことを確保する。

当社グループの財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況の有効性評価を定期的に行う。

市民社会の秩序・安全並びに企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関係を持たないこととし、不当な要求等に対しては断固としてこれを拒絶する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

『文書管理規程』に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

取締役の職務執行に係るこれらの文書等が速やかに閲覧できる状態を維持するものとする。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

『リスク管理規程』において管理すべきリスクの種類の特定及びリスク管理体制の明確化を図る。

同規程においてリスク毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを管理し、リスク管理体制を明確化し、適正な運営を図る。

地震等のリスクにおける事業の継続を確保するための態勢整備を継続推進する。

重要リスクに関しては、状況及び対応策を業務担当取締役が定期的に取締役会に報告する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項など会社経営の重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する。

取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、社外（独立）取締役の招聘に取り組むものとする。

取締役会は、取締役会決議によって、代表取締役・業務執行取締役及び執行役員に所管業務の執行を行わせる。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの企業集団としての業務の適正と有効性を確保するために必要となる、グループ全体に適用すべき規程類を整備する。

監査役は、当社グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう当社グループ会社の監査役との連携体制を構築する。

内部監査部門は、企業集団の業務における適正性の確保状況についての監査を行う。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役付使用人を配置する。

監査役付使用人は、監査役の指示に従いその職務を行う。

前項の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任免、異動、人事考課等人事に係る事項に関しては、常勤監査役の同意を必要とする。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、法令に違反する事実及び当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を発見したときは、監査役に対して速やかに報告しなければならない。

各監査役は、重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧を行うほか、必要に応じて、取締役及び担当執行役員その他各部門に対して、報告を求めることができる。

監査役会は、内部監査部門から内部監査結果についての報告を受けるものとする。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部統制を有効に構築する目的で、監査役と代表取締役との定期的意見交換の場を設けるものとする。

監査役会は、内部統制を有効に構築する目的で、会計監査人及び内部監査部門との情報共有を行う。

監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外（独立）監査役の招聘に取り組むとともに、常勤監査役を置く。

監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計等の専門家を活用することができる。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、業績連動型・収益対応型配当の継続実施であり、連結当期純利益に対する配当性向20%を目途とすることを株主還元の基本方針としております。また、利益の一部については内部留保とし、業容拡大のための研究開発、設備投資、海外展開などに有効活用してまいります。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	640,233	流動負債	198,820
現金及び預金	67,540	支払手形及び買掛金	55,332
受取手形及び売掛金	224,170	一年以内償還予定社債	30,000
有価証券	136,022	未払法人税等	28,239
たな卸資産	161,151	賞与引当金	12,726
繰延税金資産	24,140	製品保証引当金	9,815
その他	27,271	その他	62,706
貸倒引当金	△ 62	固定負債	48,752
固定資産	152,584	退職給付引当金	43,704
有形固定資産	104,105	その他	5,047
建物及び構築物	52,297	負債合計	247,572
機械装置及び運搬具	18,429	(純資産の部)	
工具器具及び備品	8,449	株主資本	532,850
土地	20,729	資本金	54,961
建設仮勘定	4,199	資本剰余金	78,392
無形固定資産	13,253	利益剰余金	410,866
その他	13,253	自己株式	△ 11,369
投資その他の資産	35,224	評価・換算差額等	2,102
投資有価証券	8,837	その他有価証券評価差額金	2,172
繰延税金資産	14,846	繰延ヘッジ損益	460
その他	11,843	為替換算調整勘定	△ 529
貸倒引当金	△ 301	新株予約権	483
資産合計	792,817	少数株主持分	9,807
		純資産合計	545,244
		負債純資産合計	792,817

連結損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		906,091
売 上 原 価		594,794
売 上 総 利 益		311,297
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		142,799
営 業 利 益		168,498
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,416	
開 発 補 助 金 収 入	2,170	
そ の 他	1,544	5,131
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	343	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	240	
そ の 他	332	916
経 常 利 益		172,713
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,364	
新 株 予 約 権 戻 入 益	466	
そ の 他	188	3,020
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 ・ 除 却 損	884	
減 損 損 失	808	
の れ ん 償 却 額	4,072	
本 社 移 転 費 用	729	
そ の 他	18	6,513
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		169,219
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	56,568	
法 人 税 等 調 整 額	5,373	61,942
少 数 株 主 利 益		1,005
当 期 純 利 益		106,271

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	54,961	78,346	328,026	△ 12,167	449,166
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 23,431		△ 23,431
当期純利益			106,271		106,271
自己株式の取得				△ 40	△ 40
自己株式の処分		45		838	884
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	45	82,840	797	83,683
当連結会計年度末残高	54,961	78,392	410,866	△ 11,369	532,850

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
前連結会計年度末残高	5,853	△ 177	5,332	11,008	584	9,051	469,810
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 23,431
当期純利益							106,271
自己株式の取得							△ 40
自己株式の処分							884
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 3,680	637	△ 5,862	△ 8,905	△ 100	756	△ 8,249
連結会計年度中の変動額合計	△ 3,680	637	△ 5,862	△ 8,905	△ 100	756	75,434
当連結会計年度末残高	2,172	460	△ 529	2,102	483	9,807	545,244

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 30社

主要な連結子会社の名称

東京エレクトロン A T (株)

東京エレクトロン九州(株)

東京エレクトロン東北(株)

東京エレクトロン F E (株)

東京エレクトロン デバイス(株)

TOKYO ELECTRON AMERICA, INC.

TOKYO ELECTRON EUROPE LTD.

TOKYO ELECTRON KOREA LTD.

①東京エレクトロン技術研究所(株)につきましては、当連結会計年度において当社の新設分割により新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

②東京エレクトロン P V (株)につきましては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。

③TOKYO ELECTRON NEDERLAND B. V. につきましては、平成19年8月6日付にて清算が終了しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.

パネトロン(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数

なし

(2) 持分法適用の関連会社数

なし

(株イービームにつきましては、平成19年9月7日付にて清算が終了しております。

(3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称

TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.

パネトロン(株)

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TOKYO ELECTRON (SHANGHAI) LOGISTIC CENTER LTD. 及びTOKYO ELECTRON (SHANGHAI) LTD. の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの

総平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

主として個別法による原価法を採用しております。

③デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～17年

(会計処理の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,428百万円減少しております。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ219百万円減少しております。

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、当社及び国内連結子会社の自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主に個別の債権について回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

- ③退職給付引当金
当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ④製品保証引当金
製品の保証期間中のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき将来の支出見込額を計上しております。
- (4) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。ただし、当社及び一部の国内連結子会社は、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 デリバティブ取引（先物為替予約）
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
③ヘッジ方針
原則、外貨建取引は、取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。
④ヘッジ有効性評価の方法
当社及び一部の国内連結子会社は、キャッシュ・フロー変動の累計額を比率分析しております。また、連結子会社東京エレクトロン デバイス(株)は、ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であり、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
①消費税等の会計処理の方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
②連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。
7. 表示方法の変更
連結貸借対照表
前連結会計年度において流動資産の「現金及び預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金（当連結会計年度末136,022百万円）は、改正後の「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会 最終改正平成19年7月4日 委員会報告第14号）において有価証券として取り扱うものとされたため、当連結会計年度より「有価証券」として表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

140,135百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 180,610千株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月11日 取締役会	普通株式	10,906	61	平成19年 3月31日	平成19年 6月1日
平成19年11月13日 取締役会	普通株式	12,524	70	平成19年 9月30日	平成19年 12月7日
合計		23,431	131		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月13日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	9,841	55	平成20年 3月31日	平成20年 5月30日

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)
第1回新株予約権	普通株式	401
第2回新株予約権	普通株式	618
第3回新株予約権	普通株式	399
第5回新株予約権	普通株式	78
合計		1,498

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,989円70銭

1株当たり当期純利益

594円01銭

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【ご参考】

連結キャッシュ・フロー計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー：	
税金等調整前当期純利益	169,219
減価償却損	21,413
退職給付引当金の増減額	808
前払年金費用の増減額	5,672
引当金の増減額	(減少：△) 3,754
引当金の増減額	(増加：△) 4,035
引当金の増減額	(減少：△) 1,404
引当金の増減額	(減少：△) 4,322
引当金の増減額	(減少：△) 1,491
引当金の増減額	343
引当金の増減額	694
引当金の増減額	(差益：△) 2,332
引当金の増減額	(益：△) 852
引当金の増減額	(益：△) 135
引当金の増減額	729
引当金の増減額	466
引当金の増減額	(増加：△) 2,473
引当金の増減額	(増加：△) 28,342
引当金の増減額	(減少：△) 27,373
引当金の増減額	(増加：△) 1,446
引当金の増減額	(減少：△) 2,130
引当金の増減額	3,789
小計	189,637
利息及び配当金の受取額	1,372
人税等の支払額	△ 348
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 73,721
II 投資活動によるキャッシュ・フロー：	116,939
定期預金の預入れ	△ 44,070
有形固定資産の売却	34,000
有形固定資産の売却	△ 19,338
無形固定資産の売却	△ 4,270
貸付金の貸付	△ 4,041
受取利息	△ 150
受取配当金	△ 288
受取利息	△ 868
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,186
III 財務活動によるキャッシュ・フロー：	
短期借入金の返済	4,351
長期借入金の返済	△ 3,000
社債の償還	△ 5,500
自己株式の取得	843
配当金の支払	△ 23,431
配当金の支払	△ 297
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,033
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 617
V 現金及び現金同等物の増減額(減少：△)	59,103
VI 現金及び現金同等物の期首残高	134,389
VII 現金及び現金同等物の期末残高	193,492

(注) 連結キャッシュ・フロー計算書の△は、現金及び現金同等物の流出を示しております。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	598,762	(負債の部)	244,155
流動資産	513,246	流動負債	232,902
現金及び預金	51,584	買掛金	85,464
受取手形	39	前受金	16,047
売掛金	194,335	賞与引当金	2,344
有価証券	134,000	役員賞与引当金	611
商物品	66,558	未払金	22,594
貯蔵品	113	預り金	55,541
前渡金	4	未払費用	447
前払費用	1,048	一年以内償還予定社債	30,000
繰延税金資産	5,196	未払法人税等	19,761
短期貸付金	12,178	その他の流動負債	90
未収金	37,401		
立替金	8,038		
その他の流動資産	2,747		
固定資産	85,516	固定負債	11,252
有形固定資産	34,976	退職給付引当金	10,605
建物	12,208	役員退職慰勞引当金	436
構築物	174	預り保証金	0
機械及び装置	2,297	その他の固定負債	210
車両及び運搬具	4		
工具器具及び備品	2,007		
土地	15,962	(純資産の部)	354,607
建設仮勘定	2,321	株主資本	351,902
無形固定資産	6,376	資本金	54,961
特許権	2,549	資本剰余金	78,392
ソフトウェア	3,622	資本準備金	78,023
その他の無形固定資産	204	その他資本剰余金	369
		自己株式処分差益	369
投資その他の資産	44,162	利益剰余金	229,918
関係会社株式	28,379	利益準備金	5,660
投資有価証券	5,986	その他利益剰余金	224,257
関係会社長期貸付金	2,165	特別償却準備金	452
繰延税金資産	3,300	別途積立金	172,500
長期前払費用	1,180	繰越利益剰余金	51,305
長期差入保証金	1,675	自己株式	△ 11,369
その他の投資	1,759	評価・換算差額等	2,221
貸倒引当金	△ 284	その他有価証券評価差額金	1,797
		繰延ヘッジ損益	424
		新株予約権	483
資産合計	598,762	負債純資産合計	598,762

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高 価		767,505
売 上 原 価		627,885
売 上 総 利 益		139,620
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		53,387
営 業 利 益		86,233
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,578	
受 取 配 当 金	7,348	
固 定 資 産 賃 貸 料 益	2,028	
為 替 収 入	7	
雑 収 入	726	11,690
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	341	
社 債 利 息	224	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	1,362	
雑 支 出	67	1,996
経 常 利 益		95,926
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	58	
新 株 予 約 権 戻 入 益	466	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	128	
そ の 他 の 特 別 利 益	6	660
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	
固 定 資 産 売 却 ・ 除 却 損	362	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	9,695	
本 社 移 転 費 用	715	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16	
そ の 他 の 特 別 損 失	0	10,791
税 引 前 当 期 純 利 益		85,795
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	25,833	
法 人 税 等 調 整 額	8,490	34,323
当 期 純 利 益		51,471

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
前事業年度末残高	54,961	78,023	323	78,346
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の積立				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			45	45
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	45	45
当事業年度末残高	54,961	78,023	369	78,392

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	合 計		
	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末残高	5,660	923	142,500	52,793	201,877	△12,167	323,017
事業年度中の変動額							
特別償却準備金の取崩		△471		471	-		-
別途積立金の積立			30,000	△30,000	-		-
剰余金の配当				△23,431	△23,431		△23,431
当期純利益				51,471	51,471		51,471
自己株式の取得						△40	△40
自己株式の処分						838	884
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	△471	30,000	△1,487	28,040	797	28,884
当事業年度末残高	5,660	452	172,500	51,305	229,918	△11,369	351,902

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
前事業年度末残高	4,290	△176	4,113	584	327,715
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩					-
別途積立金の積立					-
剰余金の配当					△23,431
当期純利益					51,471
自己株式の取得					△40
自己株式の処分					884
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△2,492	601	△1,891	△100	△1,992
事業年度中の変動額合計	△2,492	601	△1,891	△100	26,892
当事業年度末残高	1,797	424	2,221	483	354,607

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式：総平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの：総平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

個別法（ただし、保守用部品及び貯蔵品については先入先出法）による原価法を採用しております。

(3) デリバティブ

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3～50年

機械及び装置 2～11年

（会計処理の変更）

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ277百万円減少しております。

（追加情報）

平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ96百万円減少しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務債務は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、当社は、平成17年3月末日をもって役員退職慰労金制度を廃止することと致しました。これに伴い、平成17年6月開催の定時株主総会において、各役員の就任時から平成17年3月末日までの在任期間に対応する退職慰労金を各役員の退任時に支給することを決議し、支給する金額及び方法等については、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任したため、当該支給見込額を引当計上しております。
4. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：デリバティブ取引（先物為替予約）
ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針
原則、外貨建取引は、取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
キャッシュ・フロー変動の累計額を比率分析しております。
6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理の方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
7. 表示方法の変更
貸借対照表
前事業年度において流動資産の「現金及び預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金（当事業年度末134,000百万円）は、改正後の「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会 最終改正平成19年7月4日 委員会報告第14号）において有価証券として取り扱うものとされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。

貸借対照表等に関する注記

- | | |
|--|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 32,003百万円 |
| 2. 関係会社に対する債権及び債務 | |
| 短期金銭債権 | 50,843百万円 |
| 長期金銭債権 | 2,165百万円 |
| 短期金銭債務 | 156,071百万円 |
| 3. 製品保証契約に係る責任及び費用は主に製造子会社が負担しているため、当該子会社において製品保証引当金を計上しております。 | |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	65,063百万円
仕 入 高	611,746百万円
営業取引以外の取引高	16,755百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,812	5	139	1,678

(変動事由の概要)

増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少はストック・オプション行使によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	6,510百万円
退職給付引当金	4,315百万円
商品評価損	2,920百万円
未払事業税	960百万円
賞与引当金	954百万円
減価償却超過額	445百万円
ゴルフ会員権評価損	398百万円
貸倒引当金	115百万円
その他	1,732百万円
繰延税金資産小計	18,353百万円
評価性引当額	△ 7,624百万円
繰延税金資産合計	10,728百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 1,233百万円
前払年金費用	△ 369百万円
繰延ヘッジ損益	△ 318百万円
特別償却準備金	△ 310百万円
繰延税金負債合計	△ 2,231百万円
繰延税金資産の純額	8,497百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	工具器具及び備品	その他	合計
取得価額相当額	2,427	86	2,513
減価償却累計額相当額	1,546	58	1,604
期末残高相当額	881	28	909

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	462百万円
1年超	446百万円
合計	909百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	570百万円
減価償却費相当額	570百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

関連当事者との取引に関する注記
子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事実上の関係				
子会社	東京エレクトロンA T(株)	宮城県宮城郡松島町	(百万円) 4,000	半導体製造装置等の製造販売	(所有) 直接 100.0%	9名	当社が販売する一部商品の仕入先	商品の仕入等 245,075 資金の預り 63,556 運転資金の貸付 48,190 法人税 6,658	(百万円) (百万円) (百万円) (百万円)	買掛金 預り金 短期貸付金 未収金	(百万円) (百万円) (百万円) (百万円)
子会社	東京エレクトロン九州(株)	佐賀県鳥栖市	(百万円) 2,000	半導体製造装置等の製造販売	(所有) 直接 100.0%	6名	当社が販売する一部商品の仕入先	商品の仕入等 202,546 資金の預り 121,766 運転資金の貸付 19,995 法人税 6,278	(百万円) (百万円) (百万円) (百万円)	買掛金 預り金 短期貸付金 未収金	(百万円) (百万円) (百万円) (百万円)
子会社	東京エレクトロンB P(株)	東京都府中市	(百万円) 640	各種機器等のリース・物流・旅行・通関・施設管理・日用雑貨等の販売	(所有) 直接 100.0%	3名	当社の各種機器等のリース業務、当社商品の輸送・通関業務及び施設管理業務	運転資金の貸付	(百万円) 6,071	短期貸付金	(百万円) 326
子会社	東京エレクトロン東北(株)	岩手県奥州市	(百万円) 1,000	半導体製造装置等の製造販売	(所有) 直接 100.0%	7名	当社が販売する一部商品の仕入先	商品の仕入等 92,446 資金の預り 54,345	(百万円) (百万円)	買掛金 預り金	(百万円) (百万円)
子会社	東京エレクトロンT S(株)	山梨県韮崎市	(百万円) 100	半導体製造装置等の製造販売	(所有) 直接 100.0%	6名	当社が販売する一部商品の仕入先	資金の預り	(百万円) 6,998	預り金	(百万円) 1,933
子会社	東京エレクトロンF E(株)	東京都府中市	(百万円) 100	半導体製造装置等の保守サービス	(所有) 直接 100.0%	3名	当社が販売する一部商品の保守サービス委託	資金の預り	(百万円) 20,990	預り金	(百万円) 5,139
子会社	東京エレクトロンソフトウェア・テクノロジー(株)	東京都府中市	(百万円) 250	ソフトウェアの開発・販売	(所有) 直接 100.0%	3名	当社が販売する一部商品にかかるソフトウェアの開発	資金の預り	(百万円) 6,286	預り金	(百万円) 737
子会社	TOKYO ELECTRON U. S. HOLDINGS, INC.	Austin Texas U. S. A.	(US\$) 10.00	米国現地法人5社の持株会社	(所有) 直接 100.0%	1名	一部米国現地法人の管理業務	運転資金の貸付	(千US\$) 415,000	短期貸付金	(千US\$) 65,000

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引条件と同様に決定しております。
3. 運転資金の貸付金及び資金の預りに関する金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,979円10銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 287円71銭 |

その他の注記

製品保証引当金の移管

当社は、製品の保証期間中のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき将来の支出見込額を製品保証引当金として計上しておりましたが、この度、製造者責任を明確化し、品質向上及び原価削減効果推進のため、平成19年4月1日付で製造子会社との製品保証に係る覚書を締結したことにより、製品保証に係る責任及び費用負担を製造子会社に移管しております。当該移管に伴い、同年3月末における引当金残高15,262百万円を、各製造子会社に移管いたしました。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月12日

東京エレクトロン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大 西 健 太 郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 勉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京エレクトロン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年5月12日

東京エレクトロン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 西 健 太 郎 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 橋 勉 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京エレクトロン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を確認いたしました。子会社については、定期的に事業の報告を求めるほか、子会社の取締役及び監査役等との情報交換を図り、重要な会議に出席し、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月13日

東京エレクトロン株式会社 監査役会

常勤監査役 田 中 健 生 ㊟

常勤監査役 吉 田 光 孝 ㊟

常勤監査役 田 近 東 吾 ㊟

監 査 役 前 田 博 ㊟

(注)監査役 田近東吾および監査役 前田博は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役14名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（13名）が任期満了となります。つきましては、経営体制強化を目的として、社外取締役を1名増員し、3名の社外取締役を含む取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴（当社における地位及び担当、他の法人等の代表状況）	所有する当社の株式数
1	東 哲 郎 (昭和24年8月28日生)	昭和52年4月 当社入社 平成2年12月 当社取締役 平成6年4月 当社常務取締役 平成8年6月 当社取締役社長 平成15年6月 当社取締役会長 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 代表取締役会長 (他の法人等の代表状況) Tokyo Electron U.S. Holdings, Inc. 取締役会長 社団法人日本半導体製造装置協会会長	29,028株
2	常 石 哲 男 (昭和27年11月24日生)	昭和51年4月 当社入社 平成4年6月 当社取締役 平成8年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社取締役副会長 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役副会長 IR、法務・知的財産、カスタマーリレーション担当 (他の法人等の代表状況) Tokyo Electron (Shanghai) Ltd. 取締役会長 Tokyo Electron (Shanghai) Logistic Center Ltd. 取締役会長	3,658株
3	佐 藤 潔 (昭和31年4月2日生)	昭和54年4月 当社入社 平成13年12月 当社クリーントラックBUGM 平成15年4月 当社社長付執行役員 平成15年6月 当社取締役社長 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 代表取締役社長 (他の法人等の代表状況) Tokyo Electron America, Inc. 取締役CEO Timbre Technologies, Inc. 取締役会長 TEL Venture Capital, Inc. 取締役会長 Tokyo Electron Europe Ltd. 取締役会長 Tokyo Electron Korea Solution Ltd. 取締役会長	2,000株

*BUはビジネス ユニット、GMはジェネラル マネージャーの略称であります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴 (当社における地位及び担当、 他の法人等の代表状況)	所有する当 社の株式数
4	岩 津 春 生 (昭和25年3月20日生)	昭和59年11月 当社入社 平成5年4月 東京エレクトロン九州株式会 社取締役 平成10年4月 同社常務取締役 平成12年1月 当社洗浄システムBUGM 平成15年4月 東京エレクトロン九州株式会 社取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成18年10月 東京エレクトロン九州株式会 社取締役会長 (現在に至る) 平成19年6月 当社取締役副社長 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役副社長	3,000株
5	原 護 (昭和21年8月14日生)	昭和45年4月 当社入社 平成元年12月 当社取締役 平成8年4月 東京エレクトロン東北株式会 社専務取締役 平成8年6月 当社取締役退任 平成11年3月 東京エレクトロンE E株式会 社取締役社長 平成13年7月 東京エレクトロン デバイス 株式会社取締役会長 平成14年2月 東京エレクトロンA T株式会 社取締役社長 平成14年6月 当社取締役 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役	6,000株
6	久保寺 正 男 (昭和24年6月21日生)	昭和54年1月 当社入社 平成6年4月 テル・エンジニアリング株式 会社取締役 平成7年7月 東京エレクトロン山梨株式会 社常務取締役 平成10年4月 東京エレクトロン宮城株式会 社取締役社長 平成13年4月 東京エレクトロンA T株式会 社専務取締役 平成15年4月 同社取締役会長 平成16年6月 当社取締役 (現在に至る) 平成19年6月 東京エレクトロンA T株式会 社取締役会長 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 技術・開発担当	2,552株

*BUはビジネス ユニット、GMはジェネラル マネージャーの略称であります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴 (当社における地位及び担当、 他の法人等の代表状況)	所有する当 社の株式数
7	本 田 祐 一 (昭和22年 8 月22日生)	昭和61年 7 月 当社入社 平成 6 年 6 月 当社取締役 平成10年 4 月 当社コーポレート・シニア・ スタッフ 平成10年 6 月 当社取締役退任 平成14年 3 月 Tokyo Electron Europe Ltd. 取締役 平成17年 6 月 当社取締役 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 財務・経理担当	5,100株
8	北 山 博 文 (昭和29年 3 月28日生)	昭和58年12月 テル・サームコ株式会社入社 平成 7 年 7 月 東京エレクトロン東北株式会 社取締役 平成11年 3 月 東京エレクトロン山梨株式会 社取締役 平成15年 4 月 東京エレクトロンA T株式会 社常務執行役員 平成17年 2 月 同社取締役社長 平成18年 4 月 東京エレクトロン東北株式会 社取締役社長 (現在に至る) 当社執行役員 当社SPE-3事業部長(現在に至る) 平成19年 6 月 当社取締役、常務執行役員 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 常務執行役員 (他の法人等の代表状況) 東京エレクトロン東北株式会社取締役社長	1,000株
9	竹 中 博 司 (昭和36年 2 月 5 日生)	昭和59年 4 月 当社入社 平成13年12月 当社枚葉成膜部長 平成14年 4 月 当社枚葉成膜BUGM 平成15年 4 月 当社執行役員 平成17年 4 月 当社サーマルプロセスシステ ムBUGM (現在に至る) 平成18年 4 月 当社SPE-3事業部 副事業部長 (現在に至る) 平成19年 6 月 当社取締役、常務執行役員 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 常務執行役員	1,200株

*BUはビジネス ユニット、GMはジェネラル マネージャーの略称であります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴 (当社における地位及び担当、 他の法人等の代表状況)	所有する当 社の株式数
10	鷺野 憲 治 (昭和36年6月7日生)	昭和59年4月 当社入社 平成14年10月 当社洗浄システム部長 平成15年4月 当社執行役員、洗浄システムBUGM 平成17年4月 当社枚葉成膜BUGM (現在に至る) 平成18年4月 当社S P E-2事業部 副事業部長 (現在に至る) 平成19年6月 当社取締役、常務執行役員 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 常務執行役員	2,000株
11	伊 東 晃 (昭和36年8月30日生)	昭和59年4月 当社入社 平成13年6月 Tokyo Electron America, Inc. クリーントラックBUマネー ジャー 平成15年4月 当社執行役員、クリーントラックBUGM 平成18年4月 当社S P E-1事業部 副事業部長 平成19年6月 当社取締役、常務執行役員、 S P E-2事業部 副事業部長、 エッチングシステムBUGM (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 常務執行役員	2,100株
12	(社外取締役) 井 上 弘 (昭和15年1月5日生)	昭和38年4月 株式会社東京放送入社 平成5年6月 同社取締役 平成8年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社専務取締役 平成13年6月 同社取締役副社長 平成14年6月 同社取締役社長 (現在に至る) 平成18年6月 当社取締役 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 (他の法人等の代表状況) 株式会社東京放送取締役社長 株式会社TBSテレビ取締役社長	0株

*BUはビジネス ユニット、GMはジェネラル マネージャーの略称であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴(当社における地位及び担当、他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
13	常深康裕 (昭和24年1月21日生)	昭和48年4月 株式会社日立製作所入社 平成10年2月 株式会社日立総合計画研究所(出向) 主管研究員 平成18年2月 株式会社日立製作所退社 平成18年6月 当社取締役(現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役	0株
14	坂根正弘 (昭和16年1月7日生)	昭和38年4月 株式会社小松製作所入社 平成元年6月 同社取締役 平成6年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社取締役副社長 平成13年6月 同社取締役社長 平成15年6月 同社取締役社長兼CEO 平成19年6月 同社取締役会長(現在に至る)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 井上弘氏、常深康裕氏及び坂根正弘氏は社外取締役候補者であります。
 - (2) 井上弘氏につきましては、株式会社東京放送の代表取締役社長を務めており、企業経営者として豊富な経験及び見識を有しております。この経験及び見識を生かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から当社の経営全般に助言をいただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は平成18年6月より当社の社外取締役を務めております。
 - (3) 常深康裕氏につきましては、民間シンクタンクの研究者として、技術の進歩が経済社会に及ぼした影響について研究し、その成果を上梓する等、社会、技術、経済等に関する幅広い見識を有しております。この経験及び見識を生かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から社外取締役候補者といたしました。同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏は平成18年6月より当社の社外取締役を務めております。
 - (4) 坂根正弘氏につきましては、株式会社小松製作所の代表取締役会長を務めており、企業経営者として豊富な経験及び見識を有しております。この経験及び見識を生かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から当社の経営全般に助言をいただくため、社外取締役候補者といたしました。
 - (5) 井上弘氏は、平成14年6月以降、株式会社東京放送の代表取締役社長に就任しておりますが、同社において平成18年度中に放送した一部番組の表現方法等について総務省から警告・厳重注意を受けております。なお同社では原因調査を行い、再発防止策を講じています。
- また同社では、平成14年以降、子会社名義で株式会社テレビユー福島の株式を保有し、保有株式合計が総務省令に規定するマスメディア集中排除原則に定める出資の上限を超えた出資を行っていた事実がありました。本件は平成16年11月に発覚し、平成17年1月に是正済であります。

- (6) 坂根正弘氏は、平成13年6月に株式会社小松製作所の代表取締役社長に、その後平成19年6月に同社の代表取締役会長に就任しておりますが、同社において、平成17年7月、事業活動を終了していた海外子会社の解散を証券取引法（現金融商品取引法）が定める重要事実（投資者の投資判断に影響を及ぼす事実）に該当するものと認識せず、その公表前に自己株式買付を実施した行為につき、証券取引法の禁止する売買等に相当する事実が認められたとして、同社は、証券取引等監視委員会の勧告に従い、課徴金を平成19年4月に金融庁に納付するとともに、再発防止策を講じています。
- また同社では、平成6年2月から平成15年9月までに販売した軌道陸上兼用作業車41台について、車両重量の過少申告による自動車検査証の取得等の不正な行為があったことが平成17年2月に判明しました。このうち平成13年3月から平成15年3月における12台の自動車検査証の取得が、道路運送車両法に違反する行為と認められ、平成18年4月、同社は罰金を科されましたが、その後再発防止策を講じています。
- (7) 当社は、平成18年6月23日開催の第43期定時株主総会において定款を変更し、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、井上弘氏及び常深康裕氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、坂根正弘氏につきましては、本議案が承認され社外取締役に就任された後に、当該契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役のうち、田中健生氏及び前田博氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴(当社における地位及び担当、他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	田中健生 (昭和21年1月23日生)	昭和47年10月 当社入社 平成3年10月 東京エレクトロン九州株式会社取締役 平成6年4月 同社常務取締役 平成6年10月 東京エレクトロン東北株式会社常務取締役 平成8年6月 当社常務取締役 平成14年2月 当社取締役 平成14年2月 東京エレクトロン九州株式会社取締役会長 平成16年6月 当社常勤監査役 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 常勤監査役	9,952株
2	(社外監査役) 前田博 (昭和29年5月10日生)	昭和56年4月 弁護士登録 平成元年8月 三井安田法律事務所 所属 平成13年6月 当社監査役 (現在に至る) 平成16年10月 西村ときわ法律事務所(現西村あさひ法律事務所) 所属 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 監査役	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
 3. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 (1) 前田博氏は社外監査役候補者であります。
 (2) 前田博氏につきましては、西村あさひ法律事務所所属の弁護士であり、弁護士としての豊富な経験及び専門知識を有しております。この経験及び専門知識を生かし、監査の妥当性を客観的に確保する観点から社外監査役候補者といたしました。同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏は平成13年6月より当社の社外監査役を務めております。
 (3) 当社は、平成18年6月23日開催の第43期定時株主総会において定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、前田博氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

< 第3号議案から第5号議案に関連して >

第3号議案から第5号議案は報酬に関連した議案でありますので、当該議案と当社グループの役員報酬制度（17頁の「会社役員等の報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針」をご参照願います）のなかの業績連動報酬（年次賞与）との関係について、その概要をご説明いたします。

1. 当社グループの役員報酬制度の対象範囲：

当社の取締役

当社の執行役員

国内子会社（公開会社を除く）の取締役、執行役員

海外子会社の会長、社長、副社長

2. 年次賞与の上限：

上記1.の対象者に対する業績連動報酬（年次賞与）については、当社グループ全体としての上限を連結当期純利益の3%としております。第45期につきましては、連結当期純利益が1,062億7千1百万円でありますので、その3%相当の31億8千8百万円が第45期年次賞与の上限となります。

3. 年次賞与の支給形態：

業績連動報酬（年次賞与）は現金賞与と株式報酬で構成され、その割合を概ね2対1としております。第45期につきましては、年次賞与の3分の2相当（21億2千5百万円以内）を現金賞与として、残りの3分の1相当（10億6千3百万円以内）を株式報酬として支給する予定であります。

4. 現金賞与と第3号議案との関係：

上記3.の現金賞与のうち、当社の取締役に対する現金賞与の支給に関しては、会社法の規定により、本株主総会の第3号議案として付議しております。なお、当社執行役員、子会社の取締役・執行役員への現金賞与支給に関しましては、当社株主総会の決議事項に該当いたしません。

5. 株式報酬と第4号議案・第5号議案との関係：

株式報酬に関しましては、新株予約権の発行を伴う形態としておりますので、会社法の規定に基づき、本株主総会の第4号議案及び第5号議案として付議しております。

第3号議案 第45期取締役賞与金支給の件

当社グループの役員報酬制度及び第45期の連結当期純利益を踏まえて、第45期末時点在籍の社外取締役2名を含む取締役13名に対し、業績連動報酬（年次賞与）の現金賞与と部分として、総額6億3千9百万円（うち社外取締役分、1千4百万円）を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案でご承認をお願いしております取締役賞与金は、当社グループの役員報酬制度に基づき算出したグループ役員に対する現金賞与（21億2千5百万円以内）のうち、当社取締役に支給する金額となります。

第4号議案 当社取締役に対し株式報酬として新株予約権（ストックオプション）を発行する件

当社グループの役員報酬制度及び第45期の連結当期純利益を踏まえて、当社取締役に対して業績連動報酬（年次賞与）の株式報酬部分として新株予約権（ストックオプション）を発行することを目的として、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります。

取締役に対する現金賞与につきましては、第3号議案として付議しておりますが、取締役に対する株式報酬（新株予約権の付与）は、会社法第361条第1項第3号に規定される「報酬等のうち金銭でないもの」に該当いたしますので、第3号議案とは別枠で、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、年額3億3千万円の範囲内で、業績連動報酬（年次賞与）の株式報酬部分として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いいたします。なお、現在の取締役は社外取締役2名を含め13名であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる社外取締役を除く取締役は11名となります。

新株予約権の発行規模につきましては、目的となる当社普通株式1株当たりのオプション価値である4,880円（平成20年3月末日時点でブラック・ショールズ・モデルにより試算した評価額）を用いて算出しております。

1. 株主以外の者に対し、特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社は、従来から業績に連動する報酬体系及びストックオプションなどのインセンティブ報酬制度を積極的に導入してまいりましたが、当社の株価や連結当期純利益や株主価値との連動性をさらに高めるとともに経営の透明性向上・企業競争力強化につなげることを目的として、平成18年3月期から役員報酬体系を変更しております。

変更後の当社グループの役員報酬制度は、17頁の「会社役員の報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針」及び52頁の〈第3号議案から第5号議案に関連して〉のとおりでございますが、固定的月額報酬と業績連動報酬を組み合わせるとともに、固定報酬的色彩の強い退職（慰労）金制度を廃止した体系となっております。また当社グループの役員報酬の一部を業績連動報酬（年次賞与）とし、連結当期純利益との相関性を明確にもたせることによって、連結業績や株価に対する連動性の引き上げを図っております。

この業績連動報酬（年次賞与）のうち、概ね3分の1相当については、業績向上による株価向上インセンティブを持たせるとともに、株価変動によるリスクを株主各位と共有するため、現金以外の報酬（株式報酬）としております。

株式報酬としての新株予約権につきましては、株式の直接交付並びに米国等で実施されている譲渡制限付株式の導入・実施が現行法制等のもとにおいて困難であるため、これと同様の効果の得られる「権利行使価額を1株につき1円に設定した新株予約権」を平成20年3月期の業績に基づき、発行しようとするものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権割当の対象者

当社取締役（社外取締役を除く）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式67,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

670個を上限とする。

（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の払込金額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額を1円とし、これに上記(3)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の割当日から3年を経過する日から、新株予約権の割当日から20年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する期間とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(7)①記載の資本金等増加限度額から上記(7)①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使条件

①新株予約権の分割行使はできないものとする。

(新株予約権1個を最低行使単位とする。)

②その他の権利行使の条件は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議及び同決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得

以下の①、②又は③の議案につき当社株主総会で承認された場合(当社株主総会の承認が不要な場合には当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することができる。再編対象会社の新株予約権を交付する場合には、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ①交付する新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(11)③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(7)に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑧新株予約権についての行使条件及び取得
上記(8)及び(9)に準じて決定する。
- (12) 募集事項の決定の委任等
- 上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項及びこれに関する細目事項を含めたその他の事項については、本定時株主総会後に開催される取締役会決議により定める。

第5号議案 当社及び当社子会社の役員等に対し株式報酬として新株予約権（ストックオプション）を発行する件

当社グループの役員報酬制度及び第45期の連結当期純利益を踏まえて、①当社執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員等に対して業績連動報酬（年次賞与）の株式報酬部分として新株予約権（ストックオプション）を発行すること及び②当社海外関係会社の役員（オフィサーを含む）及び上級幹部従業員に対する優秀な人材確保の競争力維持を目的として新株予約権（ストックオプション）を発行することを目的として、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります。

新株予約権の発行規模につきましては、第4号議案と同様に、目的となる当社普通株式1株当たりのオプション価値である4,880円（平成20年3月末日時点でブラック・ショールズ・モデルにより試算した評価額）を用いて算出しております。

1. 株主以外の者に対し、特に有利な条件により新株予約権を発行する理由
「第4号議案 当社取締役に対し株式報酬として新株予約権（ストックオプション）を発行する件」に記載する「1. 株主以外の者に対し、特に有利な条件により新株予約権を発行する理由」をご参照願います。また、海外関係会社の役員（オフィサーを含む）及び上級幹部従業員に対しましても、優秀な人材確保の競争力の維持を目的として、必要な範囲内で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しようとするものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権割当の対象者
 - ①当社グループの役員報酬制度のもと、業績連動報酬のうち、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員等に対し支給する株式報酬
 - ・第45期末日時点の当社執行役員（割当日時点で当社取締役と兼務する者を除く）のうち、必要と認められる者
 - ・第45期末日時点の当社国内子会社の取締役及び執行役員、並びに当社海外子会社の会長・社長・副社長のうち、必要と認められる者
 - ②優秀な人材確保の競争力維持を目的として実施する株式報酬型ストックオプション
 - ・第45期末日時点における当社海外関係会社の役員（オフィサーを含む）及び上級幹部従業員のうち、必要と認められる者

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式150,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

1,500個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の払込金額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額を1円とし、これに上記(3)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の割当日から3年を経過する日から、新株予約権の割当日から20年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する期間とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(7)①記載の資本金等増加限度額から上記(7)①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使条件

①新株予約権の分割行使はできないものとする。

(新株予約権1個を最低行使単位とする。)

②その他の権利行使の条件は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議及び同決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得

以下の①、②又は③の議案につき当社株主総会で承認された場合（当社株主総会の承認が不要な場合には当社取締役会決議）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することができる。再編対象会社の新株予約権を交付する場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(11)③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(7)に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権についての行使条件及び取得
上記(8)及び(9)に準じて決定する。
- (12) 募集事項の決定の委任等
上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項及びこれに関する細目事項を含めたその他の事項については、本定時株主総会后に開催される取締役会決議により定める。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

当日ご出席願えない場合、インターネット等によって議決権を行使いただくことができます。ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

ご利用方法

1. 当社の指定するインターネットウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしてください。
2. 議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
3. 議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードを入力し、画面の案内に従ってください。

インターネットにより議決権行使される場合の取扱等について

1. インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要となります。なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. 株主総会開催日前日（平成20年6月19日（木曜日）日本時間午後5時30分）までの行使分が有効となります。議決権行使数の集計などの都合上、できるだけ早めにご行使いただけますようお願い申し上げます。
3. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものとしてお取り扱いします。
4. インターネットと議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。ただし、両方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
5. 議決権行使サイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などは株主様のご負担となります。
6. その他の事項につきましては、議決権行使サイトにあります「インターネットによる議決権行使について」を必ずご覧ください。

パスワードのお取り扱い

1. パスワードは、株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管ください。お電話によるパスワードのご照会には、お答えできません。
2. パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

議決権行使サイトをご利用いただくために必要なシステム環境

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、次のシステム環境が必要です。

1. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
2. 次のアプリケーションソフトをインストールしていること。
 - (1) Microsoft® Internet Explorer Ver. 5. 01 SP 2 以降
 - (2) Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4. 0 以降又は、Adobe® Reader® Ver. 6. 0以降※Microsoft® 及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
※Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

3. なお、インターネットの接続に、ファイアーウォールなど設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。
4. 当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除（又は一時解除）のうえ、ご利用ください。

インターネットによる議決権行使に関するご照会先

1. インターネットでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120-65-2031 (フリーダイヤル)
(受付時間 月曜日～金曜日 9:00～21:00)

2. ご登録の住所・株式数のご照会など上記1.以外の事項は、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120-78-2031 (フリーダイヤル)
(受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00)

機関投資家向け議決権行使プラットフォームについて

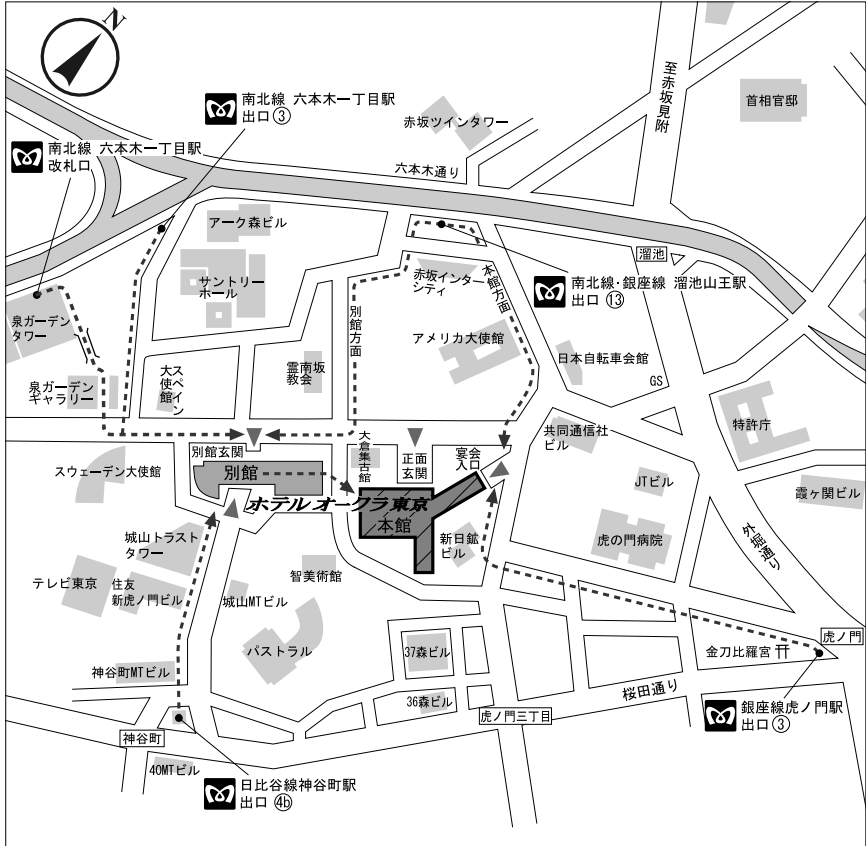
株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社（株式会社ICJ）が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた管理信託銀行等の名義株主各位（常任代理人を含む）におかれましては、電磁的方法による議決権行使方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
 ホテルオークラ東京 本館1階 平安の間
 電話 (03) 3582 - 0111

交通 東京メトロ【銀座線】虎ノ門駅3番出口(徒歩10分)
 東京メトロ【日比谷線】神谷町駅4b出口(徒歩10分)
 東京メトロ【南北線・銀座線】溜池山王駅13番出口(徒歩10分)
 東京メトロ【南北線】六本木一丁目駅3番出口(徒歩10分)



再生紙を使用しております。